

第12問

以下の事実について、X、Y、Zの罪責を論じなさい。

- 1 Xは、宝石のブローカーであるAを殺害して宝石を奪おうと企てた。Xは、知人のYがAを知っており、Aをおびき出せることが分かったため、これを利用しようと考え、Yに電話をかけ、その旨を伝えた。Yは、Xに対し、「分かった。俺がAを『燕ホテル』の部屋に呼び出し、買い主と交渉するふりをしてAから宝石を受け取って部屋を出る。その後、お前がAのいる部屋に入ってAを射殺しろ。その間に、俺は宝石を持って逃げる」と犯行手順を説明し、Xもこれに同調した。

Yの弟のZは、YがXと電話で話しているのを立ち聞きし、XとYがAから宝石をだまし取るのを手助けしようと考えた。ただ、Zは、Yの話の全部は聞こえなかったので、XとYがAを射殺する計画を立てていることは認識していなかった。

X, Y:
詐欺・窃盗,
強盗殺人の
意思連絡

Z:
詐欺・窃盗の
幫助の意思

第12問 (続き)

2 Yは、宝石の買い主がいるように装い、燕ホテルの302号室にAを案内した。ホテルの出入口には、Aがボディガードとして連れてきた暴力団の組員が数人いた。

②Zは、XとYに知らせずに自動車で燕ホテルに赴き、YがAを302号室に案内したのを見たが、その後、私服警察官がホテル内を巡回していることに気づき、もし警察官が302号室に近づいたら阻止しようと考え、302号室付近で様子を窺っていた。

3 ①Yは、Aに「この階の別の部屋にいる買い主と交渉してくるから、宝石を少し預けてくれ」と言った。Aは、「じゃあ、あんたに預けるわ」と言って、宝石(時価総額2896万円相当)の入った小型の鞆をYに渡した。 Yは、これを受け取り、302号室を出て、305号室で待機していたXに対し、Aを射殺するよう指示し、ホテルの出入口に向かった。Zは、それを見て、Yを追いかけた。その間、警察官は、302号室には近づかなかった。

4 Yが燕ホテルを出てタクシーを探していたところ、③Zが自動車で乗ってYの前に現れ、「事情は分かっている。早く乗れ」と言った。Yは、Aから受け取った宝石を持って自動車で乗り、Zの運転する自動車で燕ホテルを出発し、自宅に向かった。

5 その後、④Xは、302号室に入り、Aにけん銃を発砲したが、Aは、防弾チョッキを着ていたため、死亡せず、肋骨を骨折したにとどまった。

Z:
詐欺罪・窃盗罪
の幫助?

X, Y:
詐欺罪・窃盗罪
の実行行為

窃盗罪の
可能性も
忘れずに

Z:
詐欺罪・窃盗罪
の幫助?

正犯行為の
終了時期に
気をつけよう

X, Y:
2項強盗罪

進化系の犯罪
には要注意

X, Y:
強盗殺人未遂罪